

耐震補助事業のお知らせ

昭和56年5月31日より以前に着手した建物は旧耐震と呼ばれ、大地震が発生した場合倒壊する可能性が高いとされています。30年以内に南海トラフ地震(想定マグニチュード8.6)が60〜70%の確率で発生すると予測され、旧耐震の建物は倒壊の被害が多数出るといわれています。建物を補強することで人命や財産を守ることが出来るので、ぜひこの事業を活用して頂ければと思います。

《耐震診断補助》

耐震診断にかかる費用の一部を補助するものです。

【対象となる住宅】町内のすべての民間建築物・住宅
【対象となる耐震診断】

①一般診断

耐震性の有無を診断します。

- ・診断料(延面積200㎡以内の場合)
耐震診断料42,000円。うち、補助金額40,000円、自己負担2,000円
- ・延面積200㎡を超える住宅については、100㎡ごとに耐震診断料が10,500円加わります。
- ・条件：町内に建つ民間住宅で、昭和56年5月31日以前に着工された木造在来工法で建てられた2階以下の一戸建て住宅

②補強計画

一般診断で耐震性が無いと判断された建築物をどのようにに補強するかを診断します。

- ・診断料(延面積200㎡以下の場合)
耐震診断料42,000円。うち、補助金額28,000円、自己負担14,000円
- ・延面積200㎡を超える住宅については、100㎡ごとに耐震診断料が10,500円加わります。
- ・条件：町内に建つ民間住宅で、昭和56年5月31日以前に着工された木造在来工法で建てられた2階

お申し込み・お問い合わせ先

鏡野町 建設課

建築係 電話(0868)54-2669

以下の一戸建て住宅

一般診断を先に受けなければなりません。

③その他の構造の住宅や構築物(事務所など)

【注意事項】

- ・耐震診断・募集件数5件、補強計画・募集件数3件(先着順)となります。
- ・構造や規模などにより診断料、その他の条件が異なりますのでお問い合わせください。
- ・国税、地方税等を完納していない方は、補助を受けることが出来ません。

【締め切り】10月31日(金)まで

《耐震改修補助》

耐震改修にかかる費用の一部を補助するものです。補強計画の結果に基づいて改修を行って頂きます。

【対象となる住宅】町内のすべての民間建築物・住宅
【対象となる耐震改修】

- ①耐震診断事業の結果、『倒壊の危険性がある』又は『倒壊する可能性が高い』と判断された建築物で、同事業を活用した補強計画の結果に基づき耐震改修を行う一戸建ての住宅
- ②平成27年3月末日までに改修工事が完了するもの。(改修内容によっては期間が異なります。予めご相談下さい。)

【補助金額】

1棟あたり、耐震改修対象工事費の23%以内(50万円を限度)

【注意事項】

- ・募集件数3件(先着順)となります。
- ・住宅のリフォームと併せて耐震改修工事を行う場合、耐震改修費のみが補助の対象となります。
- ・過去の耐震改修工事(工事中を含む)は補助の対象となりません。
- ・国税、地方税等を完納していない方は、補助を受けることが出来ません。

お祭りや行事で 屋台をだすときは

昨年夏の京都府福知山市の花火大会会場で多数の死傷者を出す火災が発生しました。

津山圏域消防組合では、類似の火災事故を防ぐため、露天等の開設を行う場合の届出を主体とした条例改正(平成26年8月1日施行)を行い、祭礼、縁日、花火大会等のたくさんの方が参加する催し等においては、「露天等の開設届出書」(コンロ、グリル等を使用する場合に限る。)を事前に提出していただくこととなり、あわせて消火器の準備が必要となりました。

集まる人の範囲が個人的なつながりとどまる場合(近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会、特定者のみで行う町内会行事など)は届出の必要はありません。

届出書については、津山圏域消防組合ホームページからダウンロード、又はお近くの消防署から取り寄せてください。

お問い合わせ先

津山圏域消防組合消防本部 予防課
電話(0868)31-1260